平成２５年（フ）第１１６号
京都府京田辺市興戸久保９番地　筒城ハイツ103、前住所京都府京田辺市興戸下ノ川原84番地　五月荘５号室
債務者　堀井チヨヱ
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松いづみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４９９号
川崎市高津区久末1456番地７
債務者　本田久美子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　知之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５０号
山形県天童市大字高擶南49番地の１
債務者　遠藤　敬知
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯田　典明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
山形地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６５号
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾3037番地１　森林公園メンタルクリニック内医療法人昭友会共同生活援助事業所森の家、住民票上の住所埼玉県坂戸市八幡２丁目３番30号　小林アパート６号室
債務者　千葉　　勇
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１４号
京都府京丹後市久美浜町湊宮1458番地の２
債務者　志村　伊織
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第８８号
香川県高松市香川町浅野1287－１、住民票上の住所香川県丸亀市土器町西５丁目92番地ロイヤルガーデン城東605号
債務者　野島　俊伸（旧姓秋田）
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第９１号
香川県高松市松縄町13番地３
債務者　山口　優美
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第９３号
香川県高松市高松町1822番地６　ウズエビル202
債務者　加田　信子
1　決定年月日時　平成25年４月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２２５８号
福岡市博多区博多駅前４丁目32番27―203号
債務者　中村　愛子
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２８２号
福岡市早良区四箇田団地２番205号
債務者　近藤　克則（旧姓蛭川）
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４８０号
福岡市南区長丘１丁目６番23―202号
債務者　足立　礼人
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６５号
福岡市南区寺塚２丁目10番１―155号
債務者　岡　　真巳
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４６号
福岡市博多区大博町８番８号
債務者　長光　真未
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２２２号
福岡市西区周船寺２丁目２番６号
債務者　田口　　稔
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２８４号
福岡市西区野方２丁目17番35号
債務者　春口　佳樹
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２９４号
福岡県朝倉郡筑前町中牟田1046番地１下原団地127号
債務者　篠原ひろみ
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３０４号
福岡市南区若久５丁目８番17―102号
債務者　藤原　正昭
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部